

【免許の要否】

- 1 Aが、甲県からその所有する宅地の販売の代理を依頼され、不特定多数の者に対して売却する場合、Aは、免許を必要としない。
- 2 都市計画法に規定する工業専用地域内の土地で、建築資材置き場の用に供されているものは、宅地建物取引業法第2条第1号に規定する宅地に該当する。
- 3 社会福祉法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の貸借の媒介を反復継続して営む場合は、宅地建物取引業の免許を必要としない。
- 4 都市計画法に規定する用途地域外の土地で、倉庫の用に供されているものは、宅地建物取引業法第2条第1号に規定する宅地に該当しない。
- 5 免許を受けている個人Aが、自己の名義をもって個人Bに宅地建物取引業を営ませる行為は、Bが免許を受けているとしても、宅地建物取引業法第13条で禁止する名義貸しに該当する。
- 6 Aが、宅地建物取引業を営む場合において、Aが信託会社であるときは免許を受ける必要があるが、Aが信託業務を兼営する銀行であるときは免許を受ける必要はない。
- 7 宅地建物取引業者Aが、Bを代表して、Bが所有するマンション（30戸）を不特定多数の者に反復継続して分譲する場合、Bは免許を受ける必要はない。
- 8 Aが、土地区画整理事業により造成した甲市所有の宅地を甲市の代理として売却する行為を繰り返し行う場合、Aは免許を必要としない。
- 9 Aが借金の返済に充てるため、自己所有の宅地を10区画に区画割りして、不特定多数の者に反復継続して売却する場合、Aは免許を受ける必要はない。
- 10 信託業法第3条の免許を受けた信託会社が宅地建物取引業を営む場合、免許を取得する必要はないが、その旨を国土交通大臣に届け出ることが必要である。
- 11 Aが自己の所有する宅地を駐車場として整備し、賃貸を業として行う場合、当該賃貸の媒介を、免許を受けているB社に依頼するとしても、Aは免許を受けなければならない。
- 12 農地所有者が、その所有する農地を宅地に転用して売却しようとするときに、その販売代理の依頼を受ける農業協同組合は、これを業として営む場合であっても、免許を必要としない。

A5サイズ